

山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
 - (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は受援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
- (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

記名押印省略

災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口市一般廃棄物協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、山口市内において災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物の処理等」とは、甲が実施する、災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物の撤去、収集・運搬、処分その他これらに伴う必要な事項をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、単独で災害廃棄物の処理ができない時は、災害廃棄物の処理について、乙に協力を要請するものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（1）要請内容

（2）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、協力可能な人員、車輛及び資機材を確保する等、災害廃棄物の処理等に関して可能な限り協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、甲の指示に基づいて、乙が実施するものとする。

3 乙は、次の各号に掲げる事項に留意し、災害廃棄物の処理を実施するものとする。

（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、甲の指示に基づいて、その分別に努めること。

（実施報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）実施内容

（2）その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その支払い方法等は甲と乙の間で協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の負担については、甲と乙で協議するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、乙の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第10条 甲は、第3条に規定する協力要請が必要と認めた場合、乙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条に規定する協力要請を受けたときは、前項の情報に基づき、災害廃棄物の処理等に関し、作業体制の状況や提供可能な資機材等について、甲に情報を提供するものとする。

3 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、作業体制の状況や提供可能な資機材等について、常時把握するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口市環境部環境保全課とし、乙においては山口市一般廃棄物協同組合事務所とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

以上の協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年6月15日

甲 山口市
山口市長 渡辺純忠

乙 山口市一般廃棄物協同組合
理事長 前田恵一

災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口市し尿収集許可業者（以下「乙」という。）は、山口市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時においてし尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等（浄化槽汚泥を除く。）であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

（対象）

第3条 この協定において収集運搬の対象とするし尿は、原則として次の各号に該当するものとする。

（1）被災後、初回のくみ取りであること。

（2）災害により被害を受けた居住用の家屋に設置された便槽内のし尿であること。

2 甲は、災害の程度等特別な事情により特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらずし尿の収集運搬の対象とすることができるものとする。

（協力事項の発動）

第4条 この協定に定める災害時におけるし尿の収集運搬に関する協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行うことにより発動するものとし、甲が乙に対して作業の終了を通知することにより解除するものとする。

（し尿の収集運搬の協力要請）

第5条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、し尿の収集運搬を行うものとする。

3 乙は、必要があるときは、相互に協力を行うものとする。

（要請手続）

第6条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

（1）実施場所

（2）その他必要な事項

（し尿の収集運搬の実施）

第7条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に優先的に協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、し尿くみ取り確認票を添付のうえ、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) し尿のくみ取り世帯の住所、氏名
- (3) 作業年月日
- (4) くみ取り量及び料金
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 前条の規定により乙が実施したし尿の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿の収集運搬に係る適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲は、第5条に規定する協力要請が必要と認めた場合、乙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第5条に規定する協力要請を受けたときは、前項の情報に基づき、し尿の収集運搬に関し、作業体制の状況等について、甲に情報を提供するものとする。

- 3 乙は、この協定に基づくし尿の収集運搬が円滑に行われるよう、作業体制の状況等について、常時把握するように努めるものとする。

- 4 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 5 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(損害の負担)

第11条 第5条に規定する協力要請に基づき乙が実施したし尿の収集運搬により生じた損害の負担については、甲と乙で協議するものとする。

(災害補償)

第12条 この協定に基づき業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書9通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月4日

- 甲 山口市
山口市長 渡辺 純 忠
- 乙 山口市富田原町1番35号
株式会社山口公衆衛生協会
代表取締役 柴 田 裕 介
- 山口市惣太夫町9番24号
株式会社富士企業
代表取締役 藤 本 謹 也
- 山口市秋穂東6897番地
有限会社小郡衛生秋穂社
代表取締役 上 田 浩 行
- 山口市小郡下郷869番地2
株式会社小郡衛生公社
代表取締役 吉 富 久 悦
- 山口市佐山3691番地1
有限会社吉南衛生社
代表取締役 三 好 恵 彦
- 山口市阿知須9005番地の4
有限会社阿知須公益社
代表取締役 福 田 隆 弐
- 防府市大字新田375番地
防府環境設備株式会社
代表取締役 北 野 忠 志
- 防府市大字新田374番地
株式会社ホーエー
代表取締役 竹 本 将 典

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

山口市（以下「甲」という。）と山口県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、山口市内において地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等（以下「災害等」という。）の発生があった場合における防疫活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生した場合における感染症の発生及び拡大を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、甲が乙に要請する「防疫活動」とは、次に掲げる活動とする。

- （1）災害等の発生時における消毒活動
- （2）災害等の発生時におけるねずみ族及び衛生害虫等の駆除活動
- （3）前各号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力要請）

第3条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫処置を十分に実施することが困難であると認めた場合には、乙に対し、前条各号に規定する防疫活動への協力を要請することができる。

- 2 甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。
- 3 甲は、災害等の発生による被害の拡大等により、前項の防疫活動協力要請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに防疫活動協力変更要請書（様式第2号）を乙に提出するものとする。
- 4 乙は、第1項の協力要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供（以下、「薬剤、労務等」という。）を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、乙の会員名簿に変更が生じたときは、速やかに変更後の会員名簿を甲に提出しなければならない。

（実施要請及び防疫活動の実施）

第5条 甲は、防疫活動の実施を要請するときは、防疫活動実施要請書（様式第3号）又はこれに準じた様式により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

- 2 乙は、前項の実施要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施するものとする。

3 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を実施するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めるときは、前条の規定により算出した費用を乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は環境部環境衛生課長とし、乙の連絡責任者は山口県ペストコントロール協会会長とする。

(損害賠償)

第11条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年 2月 8日

甲 山口市亀山町2番1号
山口市
山口市長 渡辺 純忠

乙 山口県下関市大和町一丁目12番24号
山口県ペストコントロール協会
会長 中村 智

我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災害名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17~ 18	杣崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15~ 17	アイオン台風	四国から東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部、東北北部	33人
28. 6. 25~ 29	大雨 (前線)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8~ 12	風害 (低気圧)	北日本、近畿	670人
9. 25~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26~ 28	狩野川台風	近畿以东 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸、三陸海岸、志摩海岸	142人
38. 1	昭和38年1月豪雪	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟、秋田、山形	26人
40. 9. 10~ 18	台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、福井)	181人
41. 9. 23~ 25	台風第24、26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7. ~ 8	7、8月豪雨	中部以西、東北南部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3~ 15	台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7~ 53. 10	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海の地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17~ 20	台風第20号	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
55. 12. ~ 56. 3	雪害	東北、北陸	152人
57. 7. ~ 8	7、8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎、熊本、三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田、青森	104人
7. 20~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以东 (特に島根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~ 59. 3	雪害	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17~ 7. 6. 3	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)(M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震 (M6.5)	東京都	1人
16. 10. 18~ 10. 23	台風第23号	全国	98人
17. 12. ~ 18. 3	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
19. 7. 16	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
20. 6. 14	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
22. 11. ~ 23. 3	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城、岩手)	23人
23. 3. 11	平成22年11月からの大雪	北日本から西日本にかけての日本海側	131人
23. 8. 30~ 23. 9. 5	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(Mw9.0)	東日本 (特に宮城、岩手、福島)	22,199人
23. 11. ~ 24. 3	平成23年台風第12号	近畿、四国	98人
24. 11. ~ 25. 3	平成23年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	133人
25. 11. ~ 26. 3	平成24年の大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	104人
26. 8. 20	平成25年の大雪等	北日本から関東甲信越地方 (特に山梨)	95人
26. 9. 27	平成26年8月豪雨 (広島土砂災害)	広島県	77人
28. 4. 14 及び 4. 16	平成26年(2014年)御嶽山噴火	長野県、岐阜県	63人
	平成28年(2016年)熊本地震 (M7.3)	九州地方	267人

注)

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のもののみ、[災害対策基本法]による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 平成7年(1995年)兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
4. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の死者(震災関連死含む)・行方不明者数については平成30年3月1日現在。
5. 平成28年(2016年)熊本地震の被害は平成30年4月13日現在(震災関連死含む)。

出典：気象年鑑、理科年表、警察庁資料、消防庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、兵庫県資料をもとに内閣府作成

内閣府 平成30年版 防災白書より抜粋

山口市の災害危険箇所や避難場所

山口市防災ガイドブック(ハザードマップ部分)

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/2854.html>

山口市防災ガイドブック(津波・高潮編)」

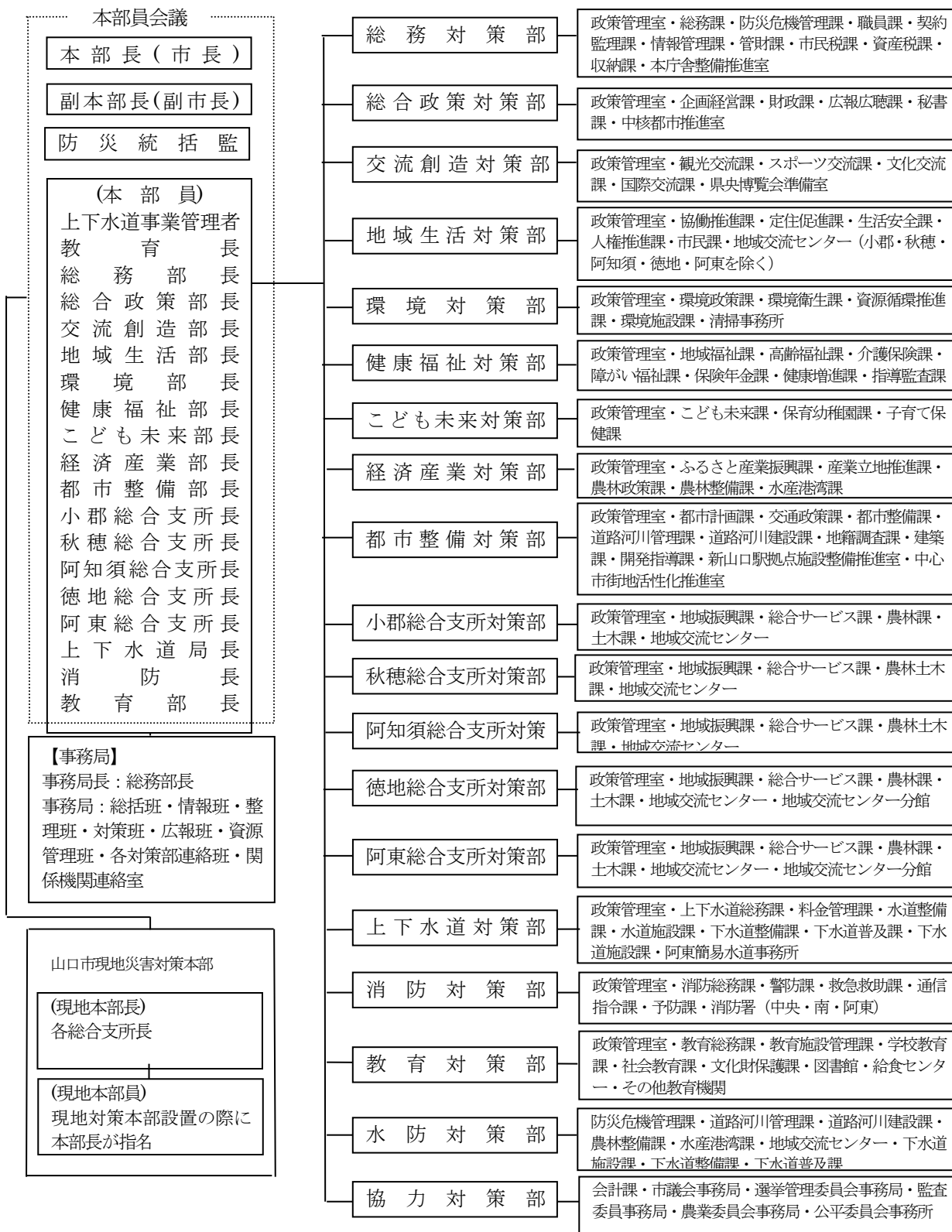
<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/2877.html>

津波災害警戒区域の指定について(山口県)

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18600/bousai/tsunami_yellow.html

山口市地域防災計画 本編抜粋

【山口市災害対策本部組織図】



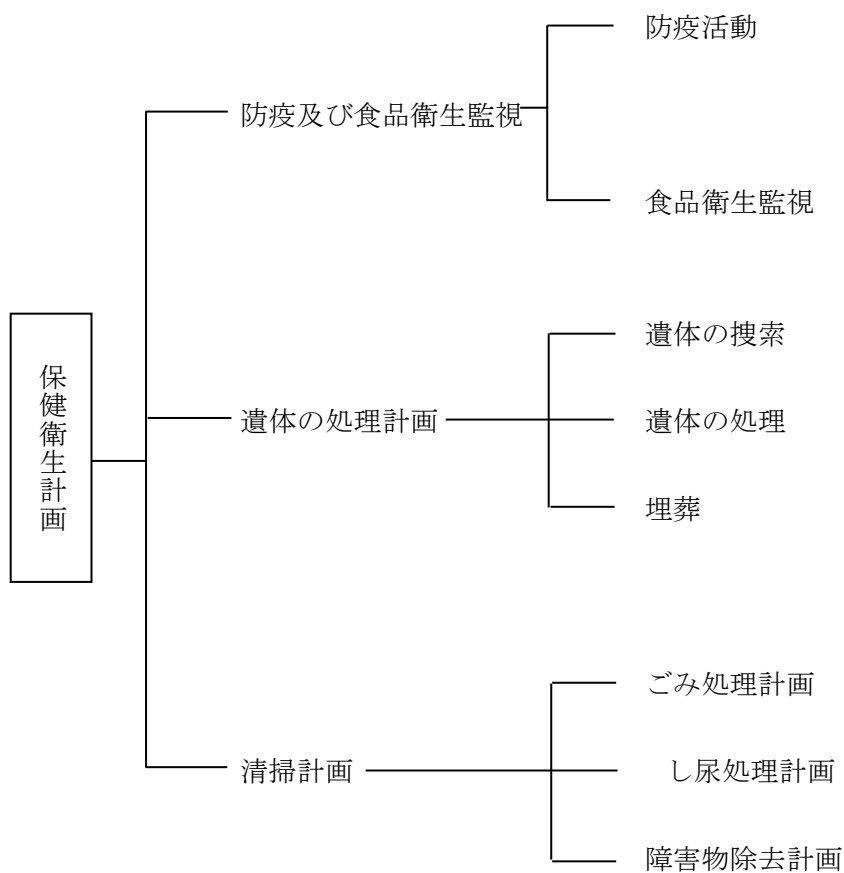
- 1 市本部は、第10・11会議室に置く。
- 2 協力対策部は、それぞれの対策部に属し、協力する。

第10章 保健衛生計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第1節 防疫及び食品衛生監視【環境対策部・健康福祉対策部】

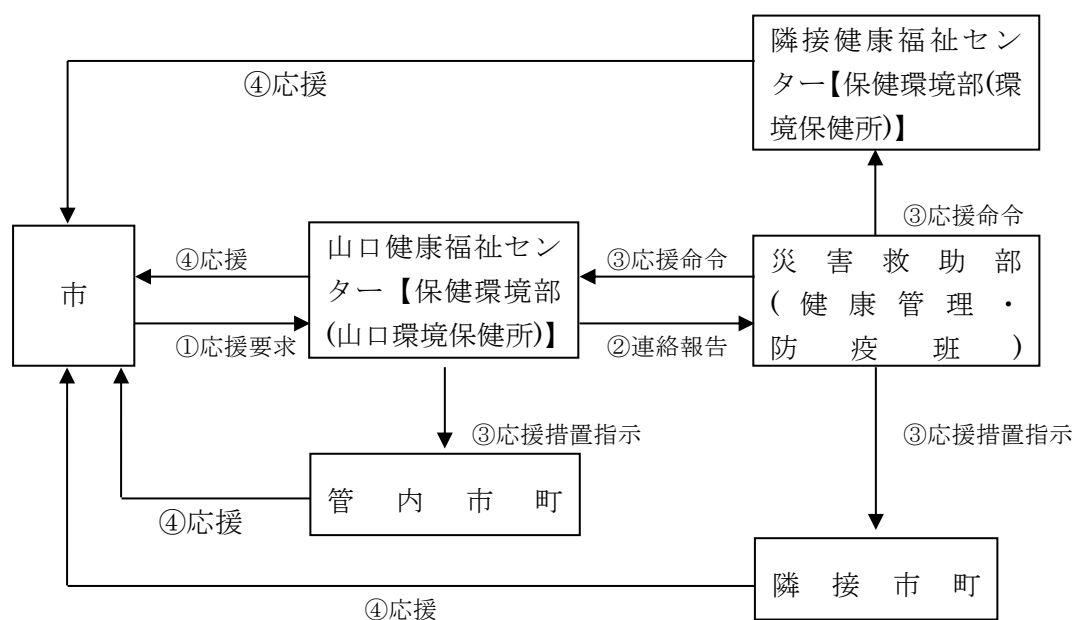
災害時には、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症及び食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市が実施するものであり、環境衛生班が山口市医師会等との連携協力により実施する。ただし、災害の状況により人員の不足が生じ、市のみによる対応が困難である場合は、市は、県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

〈対策系統図〉



1 防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班及び検病調査班を編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じ医師等を編入する等弾力的に行う。【環境衛生班・健康増進班】

防 疫 班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師2名

(2) 防疫活動の内容

市は、山口健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもと、次の業務実施基準に従い迅速かつ的確に行う。

(県の業務実施基準)

防 疫 班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族昆虫等の駆除について、地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示をしに対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
検病調査班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・ 滞水地域・・・週1回以上 ・ 避難所等・・・状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき使用の禁止又は許可を行う。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

資料編〔P 2 1 1〕・・・防疫機械器具の保有状況

(2) 防疫・保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

環境対策部環境衛生班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条及び第15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(2) 使用の薬剤及び使用方法 (参考)

種別	対象		使用薬剤	調整方法	使用方法など
一般防疫	井戸水の消毒		次亜塩素酸ナトリウム	残留塩素として1～2 ppmの濃度になるように調整(10%製品の場合、水1ℓにつき1滴を加える。	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、煮沸してから使用。薬剤を使用する場合は、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加えて調整。
	浸水家屋、 便所等の 消毒 全浸水家屋	屋内 (汚水が付着した壁面や床、家財道具)	逆性石けん (塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム) ※	塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして0.1%の濃度に希釈。	水洗又は水拭き後、逆性石けんを規定の濃度に希釈し、噴霧器で濡れる程度に散布(又は希釈液に浸した布で清拭)
		屋外 (し尿や下水があふれた場所、動物の死骸や腐敗物が漂着した場所、氾濫した汚水が付着した壁面、乾燥しにくい床下)	クレゾール石けん	クレゾール石けん液として3%の濃度に希釈(クレゾール石けん液30mlに水を加え1ℓとする。)	家屋のまわりはじょうろや噴霧器等で濡れる程度に散布。壁面等は、水洗で汚れを落としてから散布(又は希釈液に浸した布で清拭)
	手指の消毒 (後片付け等で、汚染された箇所や土に触れた手指)		逆性せっけん (塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)	塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして0.1%の濃度に希釈。(10%製品の場合、本剤10mlに水を加え1ℓとする。)	汚れを石けんで洗った後、流水で石けんをよく落とし(石けんが残っていると殺菌力が低下)、洗面器等に入れた消毒液に手首まで浸し、30秒以上もみ洗い、その後乾いたタオル等でよくふき取る。
ねずみ族 昆虫駆除	汚物の堆積した場所等		殺そ剤、殺虫剤	各製品の定められた用法による。	できるだけ汚物を除去した後、必要により殺そ剤、殺虫剤を散布。

※クレゾール石けんでも代用は可能だが、屋内で使用した場合の刺激臭や皮膚刺激等、問題が生じる可能性があるため、屋内では限定的な使用に限られる。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じ食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班当たりの構成は2名とし、状況に応じ増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要とされる食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画【地域生活対策部・消防対策部】

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋火葬及び納骨が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、この実施に関し必要な事項を定める。

第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

遺体の捜索は、市長において労務者を雇い上げ、警察署、日赤奉仕団等の協力を得ながら必要な機械器具等を借り上げて実施する。

2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行い、行方不明者受付簿【様式3-3】により受付受理を行う。

なお、この捜索は死亡者の居住地、住家の状況及び死亡原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となる。

3 遺体の捜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

4 費用の範囲

災害救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費・・・船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費・・・・・・・・ 搜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費・・・・・・・・ 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会的混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施する。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間の間に埋火葬が出来ない場合において、遺体を特定の場所(寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設)に集めて、埋火葬及び納骨等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じ医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

遺体の処理は、市が行う。

ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

イ 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等)に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、適当な建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。

ウ 警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

エ 遺体の身元を確認し、遺体調書【様式3-4】及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び整理番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲及び限度は、次による。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用
- イ 遺体の一時保存のための費用
- ウ 検案に要する費用
 - (ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。
 - (イ) 一般開業医により行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りが出来ない場合に限り、次により取り扱う。

- ア 遺体の身元が判明している場合
 - (ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
 - (イ) 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については救助法第35条の規定により求償を受ける。
- イ 遺体の身元が判明していない場合
 - (ア) 身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱う。
 - (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定が出来ない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)」の規定により処理するものとする。

第3項 埋火葬及び納骨

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が、混乱のため、資力の有無にかかわらず埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬及び納骨を実施する。

1 実施機関

- (1) 遺体の埋火葬及び納骨は、市が実施する。

2 埋火葬及び納骨の要件

(1) 埋火葬及び納骨の要件

- ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、まだ、葬祭が終わっていない者も含む。)
- イ 災害のため、次のような理由で埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合
 - (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき

- (イ) 墓地又は火葬場が浸水若しくは流出、破損し、個人の力では埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき
 - (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき
 - (エ) 埋火葬及び納骨すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき
- (2) 埋火葬及び納骨の方法
- 埋火葬及び納骨は、市が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬及び納骨に必要な物資の支給及び役務の提供をする。
- 原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。
- ア 市は、遺体を火葬する場合は、「埋火葬台帳【様式3-5】」に記入し、「災害遺体埋火葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。
- ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。
- (3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い
- ア 身元不明の遺体については、警察機関と連携し調査に当たり、埋火葬する。
- イ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。
- ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬及び納骨する。
- エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。
- 警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。
- (4) 埋火葬及び納骨の実施期間
- 救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋火葬及び納骨を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。
- (5) 費用の範囲
- 救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。
- ア 棺(付属品を含む)
- イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費及び輸送費を含む)
- ウ 骨つぼ及び骨箱
- エ 埋火葬及び納骨の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。
- (6) 体制の確保
- 市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確立しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口市広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋火葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保について情報提供、調整を行う。また関係部局等の協力による運搬体制の確立を図るものとする。

ウ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

〈火葬場所〉

名 称	所 在 地	電話番号
山 口 市 仁 保 斎 場	山口市仁保下郷35-1	083-929-0990
山 口 市 徳 地 斎 場	山口市徳地野谷10032-5	0835-56-0690
山 口 市 嘉 川 斎 場	山口市嘉川5500	083-989-4969
山 口 市 阿 東 火 葬 場	山口市阿東地福下12112	083-952-0817

第3節 清掃計画【都市整備対策部・環境対策部】

大規模災害では、建物倒壊、浸水、流出、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項に関し定める。

第1項 ごみ処理計画

1 実施機関

被災地域の清掃は、市長が実施する。【清掃班】

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

排出量については、おおむね次の数量を目安に、市は、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

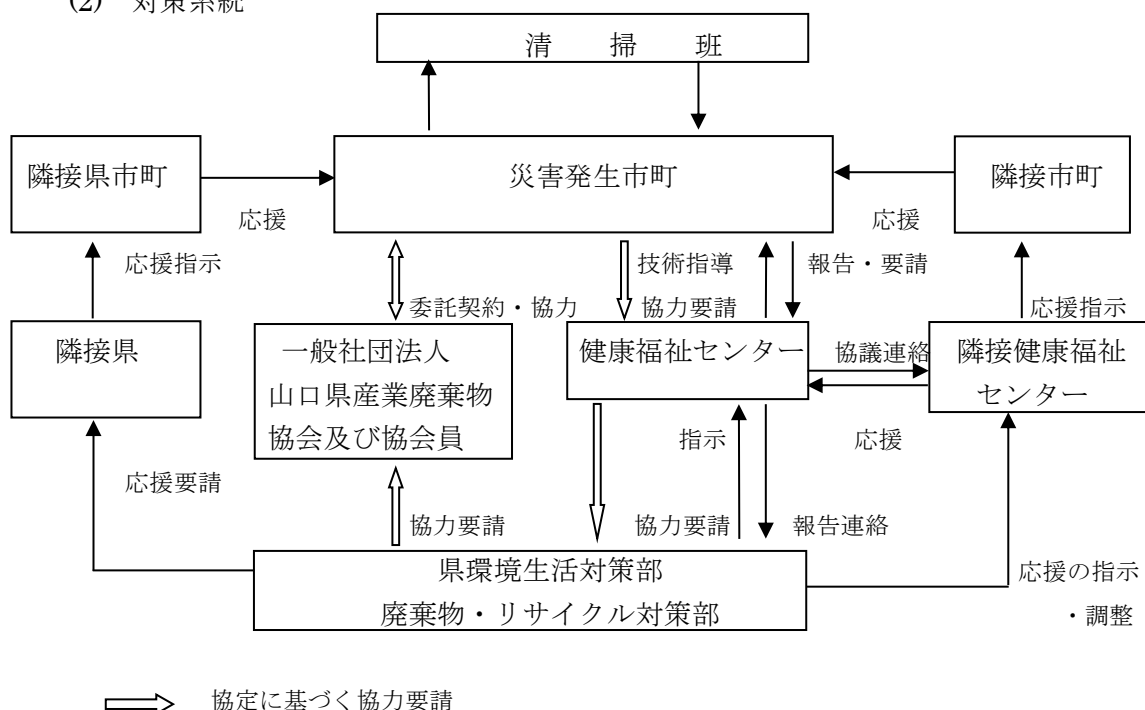
種 別	推 定 排 出 量	備 考
木 造 住 宅	1 平方メートル当たり 0.2 トン	
鉄 骨 造 り	1 平方メートル当たり 0.07 トン	
鉄筋コンクリート造	1 平方メートル当たり 0.6 トン	

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 対策系統



4 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点から出来る限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分施設の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とする等の

- 対策を講じる。
- (2) 2次対策
- ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じ環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。
- (3) 3次対策
- ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物(以下「がれき」という。)については、上記2次対策終了後、速やかにがれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。
- イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。
- このため、清掃班は、地域ごとに処分場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をしておく。
- (4) 死亡獣畜処理
- ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊等の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。
- イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事(健康福祉センター(環境保健所))の指示により処分する。
- (5) 放射性物質の処理
- 大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様の取扱いをすることは極めて危険である。
- このため、処理方法については、専門業者等の協力を求め処理する。
- 5 一般廃棄物の処理施設の復旧
- 処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における環境衛生の確保の観点から、家庭、避難所等における上尿処理に関し必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域の上尿処理は、市長が行う。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活

が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空き地等に素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

対象人員 100人当たり 小3、大2、女3 計8

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没する。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

5 処理対策

避難所、空き地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い、各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被害者を保護するために実施するものである。【道路河川建設班】

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 障害物除去の対象者等

次の条件を満たした者とする。

ア 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長が、労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて実施する。

(イ) 労力、機械器具等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求める。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 災害発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これらの施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関

係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市 (道路河川管理班)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進に協力する。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路 (株)	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川、港湾、漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
市 (道路河川管理班) (水産港湾班)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策として物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部・農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策として物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して海上保安部・署に連絡するなどの措置をとる。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部・署	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

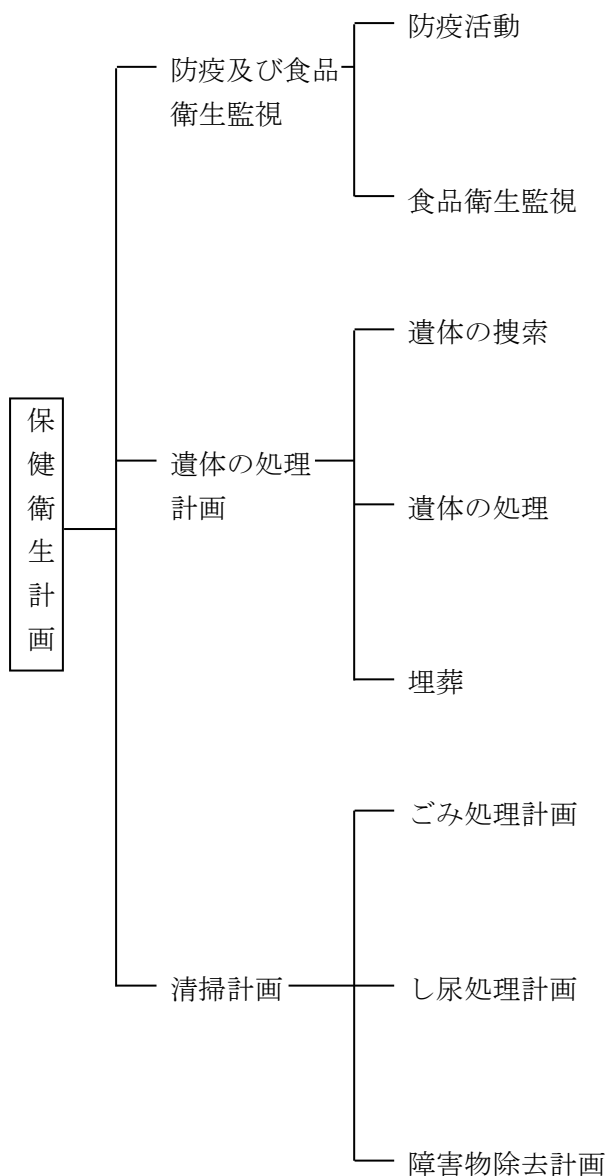
一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第9章 保健衛生計画

基本的な考え方

地震の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第1節 防疫及び食品衛生監視【環境対策部・健康福祉対策部】

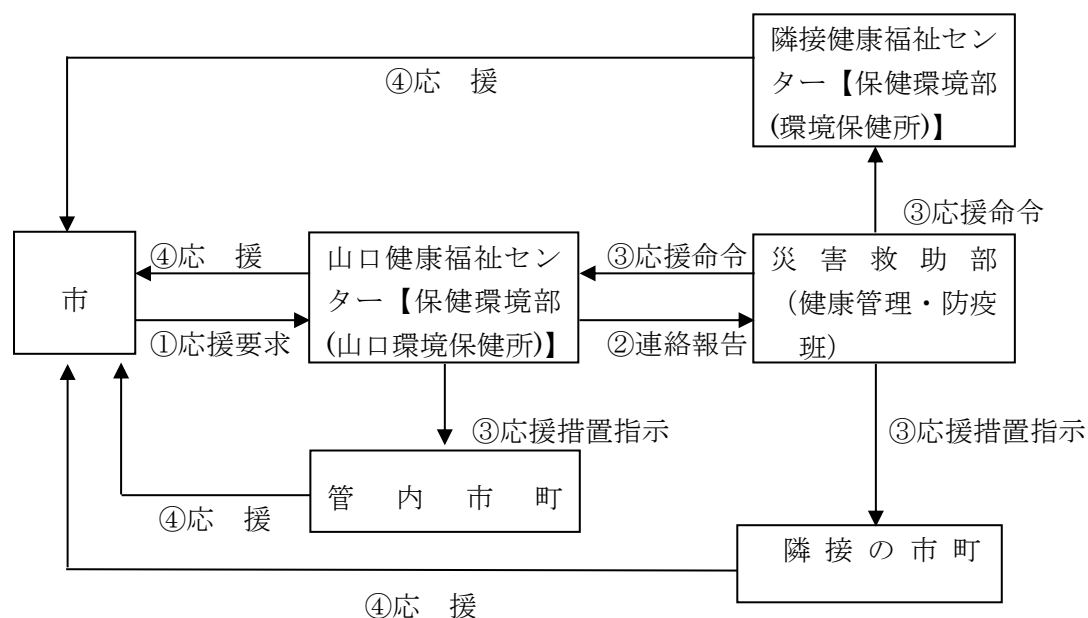
震災時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第1項 防疫活動

震災時における防疫は、県の指示・命令に基づき市長が実施するものであり、環境衛生班が山口市医師会等との連携協力により実施する。ただし、災害の状況により人員の不足が生じ、市のみによる対応が困難である場合は、市は県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

<対策系統図>



1 防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検病調査班を編成する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。 【環境衛生班・健康増進班】

防 疫 班	衛生技術者 1 名 ・ 事務職員 1 名 ・ 作業員 1 名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師 2 名

(2) 防疫活動の内容

市は、山口健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行う。

（県の業務実施基準）

防 疫 班	<ul style="list-style-type: none"> ① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
検病調査班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域・・・週1回以上 ・避難所等・・・状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の実施等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、下記の関係書類を整備保管する。

- ア 災害状況報告書
- イ 災害防疫活動状況報告書
- ウ 防疫経費所要額調及び関係書類
- エ 各種防疫措置の指示、命令に関する書類
- オ 防疫作業日誌

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

資料編〔P 2 1 0〕・・・防疫機械器具の保有状況

(2) 防疫・保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄・調達

- ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。
- イ 資機材の保有状況の把握
環境対策部環境衛生班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条及び第15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(1)使用の薬剤及び使用方法（参考）

種別	対 象		使用薬剤	調整方法	使用方法など
一般防疫	井戸水の消毒		次亜塩素酸 ナトリウム	残留塩素として 1～2 ppmの濃 度になるように 調整(10%製品 の場合、水1ℓに つき1滴を加える。	水質検査で使用可能 となるまで使用しな い。やむを得ずし ようする場合は、煮沸 してから使用。薬剤 をしようする場 合は、次亜塩素酸ナト リウムを規定の量加 えて調整。
	浸水家屋、 便所等の 消毒 全浸水家屋	屋 内 (汚水が付着し た壁面や床、家 財道具)	逆性石けん (塩化ベン ザルコニウ ム又は塩化 ベンゼトニ ウム) ※	塩化ベンザルコ ニウム又は塩化 ベンゼトニウム として0.1%の濃 度に希釈。	水洗又は水拭き後、 逆性石けんを規定の 濃度に希釈し、噴霧 器で濡れる程度に散 布 (又は希釈液に浸 した布で清拭)
		屋 外 (し尿や下水が あふれた場所、 動物の死骸や腐 敗物が漂着した 場所、氾濫した 汚水が付着した 壁面、乾燥しに くい床下)	クレゾール 石けん	クレゾール石け ん液として3% の濃度に希釈(ク レゾール石けん 液30mlに水を加 え1ℓとする。)	家屋のまわりはじょ うろや噴霧器等で濡 れる程度に散布。壁 面等は、水洗で汚れ を落としてから散布 (又は希釈液に浸し た布で清拭)

	手指の消毒 (後片付け等で、汚染された箇所や土に触れた手指)	逆性せっけん(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)	塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして0.1%の濃度に希釈。(10%製品の場合、本剤10mlに水を加え1ℓとする。)	汚れを石けんで洗った後、流水で石けんをよく落とし(石けんが残っていると殺菌力が低下)、洗面器等に入れた消毒液に手首まで浸し、30秒以上もみ洗い、その後乾いたタオル等でよくふき取る。
ねずみ族 昆虫駆除	汚物の堆積した場所等	殺そ剤、殺虫剤	各製品の定められた用法による。	できるだけ汚物を除去した後、必要により殺そ剤、殺虫剤を散布。

※クレゾール石けんでも代用は可能だが、屋内で使用した場合の刺激臭や皮膚刺激等、問題が生じる可能性があるため、屋内では限定的な使用に限られる。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じ食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1班あたりの構成は、2名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長(保健環境部長)の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設(特に老人ホーム、病院等)の食品衛生指導
- (4) その他必要とされる食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画【地域生活対策部、消防対策部】

大規模地震災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋火葬及び納骨が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

遺体の搜索は、市長において労務者を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら搜索に必要な機械器具等を借上げて実施する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この搜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となる。

3 遺体の搜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長(特別基準)の協議を行う。

4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 借上費又は購入費 | 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費で直接搜索作業に使用したものに限り |
| (2) 修繕費 | 搜索のために使用した機械器具の修繕費 |
| (3) 燃料費 | 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等 |

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施する。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋火葬及び納骨ができない場合において、遺体を特定の場所(寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設)に集めて、埋火葬及び納骨等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

遺体の処理は、市が行う。

ア 遺体の処理(洗浄、縫合、消毒等)

救護班又は医師により行う。

イ 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等)に遺体収容所を開設し、収容する。この場合、適当な既存建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。

ウ 警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

エ 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。遺体調書【様式3-4】

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するため費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引取ができない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町に漂着した場合

票着地の市町において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第35条の規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱う。

- (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

第3項 埋火葬及び納骨

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬を実施する。

1 実施機関

遺体の埋火葬及び納骨は、市が行う。

2 埋火葬及び納骨の要件

(1) 埋火葬及び納骨の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていない者も含まれる。)

イ 災害のため、次のような理由で埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき。
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- (エ) 埋火葬及び納骨すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬及び納骨の方法

埋火葬及び納骨は、市が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬及び納骨に必要な物資の支給及び役務の提供をする。

原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、埋火葬台帳【様式3-5】「災害遺体埋火葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連携し調査に当たり、埋火葬する。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬及び納骨する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋火葬及び納骨の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋火葬及び納骨を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋火葬及び納骨の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連絡体制を確立しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口市広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制

ア 大規模災害時には、多数の埋火葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋火葬に必要な対応を行なうほか、葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行なう。また関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

<火葬場所>

名 称	所 在 地	電話番号
山 口 市 仁 保 斎 場	山口市仁保下郷35-1	083-929-0990
山 口 市 徳 地 斎 場	山口市徳地野谷10032-5	0835-56-0690
山 口 市 嘉 川 斎 場	山口市嘉川5500	083-989-4969
山 口 市 阿 東 火 葬 場	山口市阿東地福下12112	083-952-0817

第3節 清掃計画【都市整備対策部、環境対策部】

地震災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。

このため、ごみ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項に関し定める。

第1項 ごみ処理計画

1 実施機関

被災地域の清掃は、市長が行う。【清掃班】

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

排出量については、概ね次の数量を目安に、市は、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

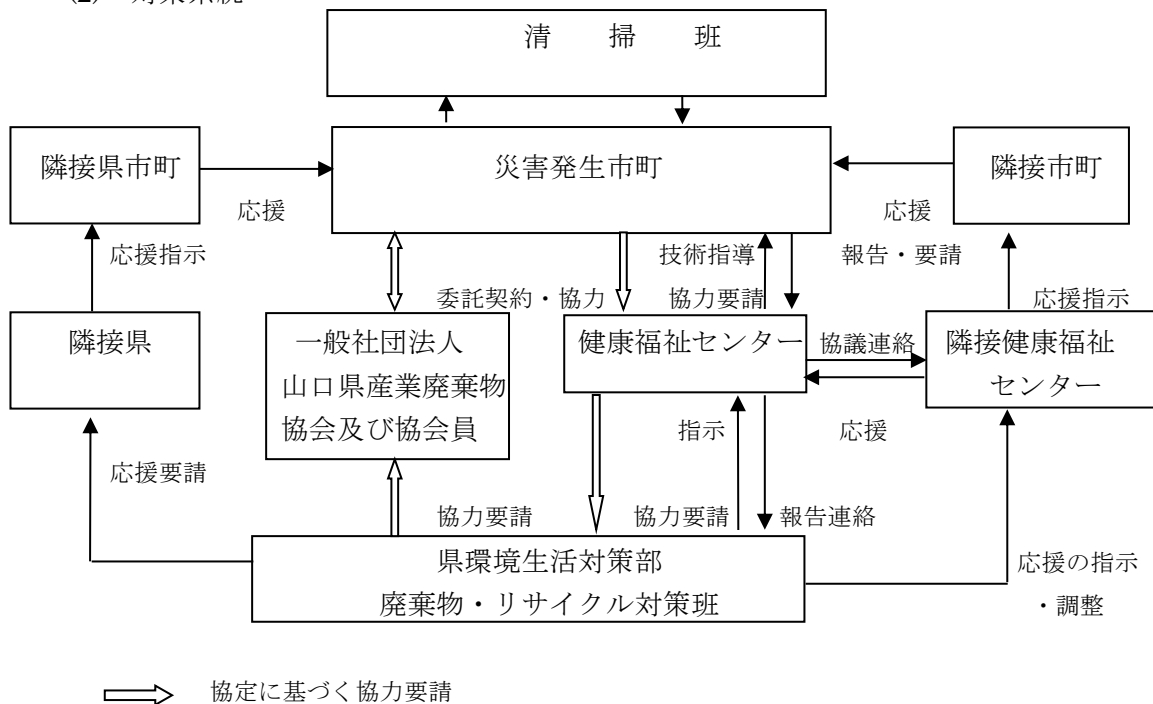
種 別	推 定 排 出 量	備 考
木 造 住 宅	1平方メートル当たり 0.2トン	
鉄 骨 造 り	〃 0.07トン	
鉄筋コンクリート造り	〃 0.6トン	

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 対策系統



4 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処分施設の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とするなどの対策を講じる。

(2) 2次対策

ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されると考えられる。このため、必要に応じ環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記2次対策終了後、速やかに次により計画的に処理をする。

(イ) 市は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、清掃班は、地域ごとに処分場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をしておく。

(4) 清掃班の編成

ア 第1次対策に係る清掃班（1班）の編成基準

種 別	数 量	備 考	
運搬車（トラック）	1台	※ 一班で1日20戸を処理する。	
作 業 員	8～10人		
所 要 器 具	ス コ ッ プ		作業員相応
	トビロ		
	手 ミ		

イ 第2次・第3次対策に必要な機材及び人員（1班編制）

区 分	数 量	備 考
大型ダンプ車	6	（1班の1日の作業量 192 トン） ※ 次の条件による作業の場合 ① 搬出場所が往復1時間の場所にある。 ② 積み込み作業に10分間を要する。 ③ 大型ダンプの積載量を4t(10tダンプ×40%)とする。 ④ 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作 業 員	3	

※ 機材には運転手及び操作員付である。

ウ 必要機材、人員

被災家屋数及び1棟当たりの廃棄物量をもとに積算

(5) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱所で処分する。

イ 死亡獣畜取扱所において処分することが困難な場合は、知事(健康福祉センター(環境保健所))の指示により処分する。

(6) 放射性物質の処理

震災時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のごみ、がれき等と同様な取扱いをすることは極めて危険である。

このため、処理方法については、専門業者等の協力を求め処理する。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

地震によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における環境衛生の確保の観点から家庭、避難所等における上尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域の上尿処理は、市長が行う。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、一人1ヵ月約50リットルとして計算する。

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次によるものとする。

対象人員100人当たり 小3、大2、女3 計8

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏えい等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没する。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。

このため、あらかじめ民間の上尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、震災時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

5 処理対策

- (1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

(2) し尿処理班の編成

運搬車 (バキュームカー1.8トン)	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	

- (3) 大規模地震発生時においては、市の処理機能は、マヒすることを前提に、処理体制を構築しておくものとする。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、震災の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障を来している者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施する。【道路河川建設班】

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者。

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

- (ア) 市長が労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。
- (イ) 労力、機械等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求める。
- (ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、市が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に緊急啓開路線については優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市 (道路河川管理班)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力する。
国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路(株)	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川、港湾、漁港関係障害物除去計画

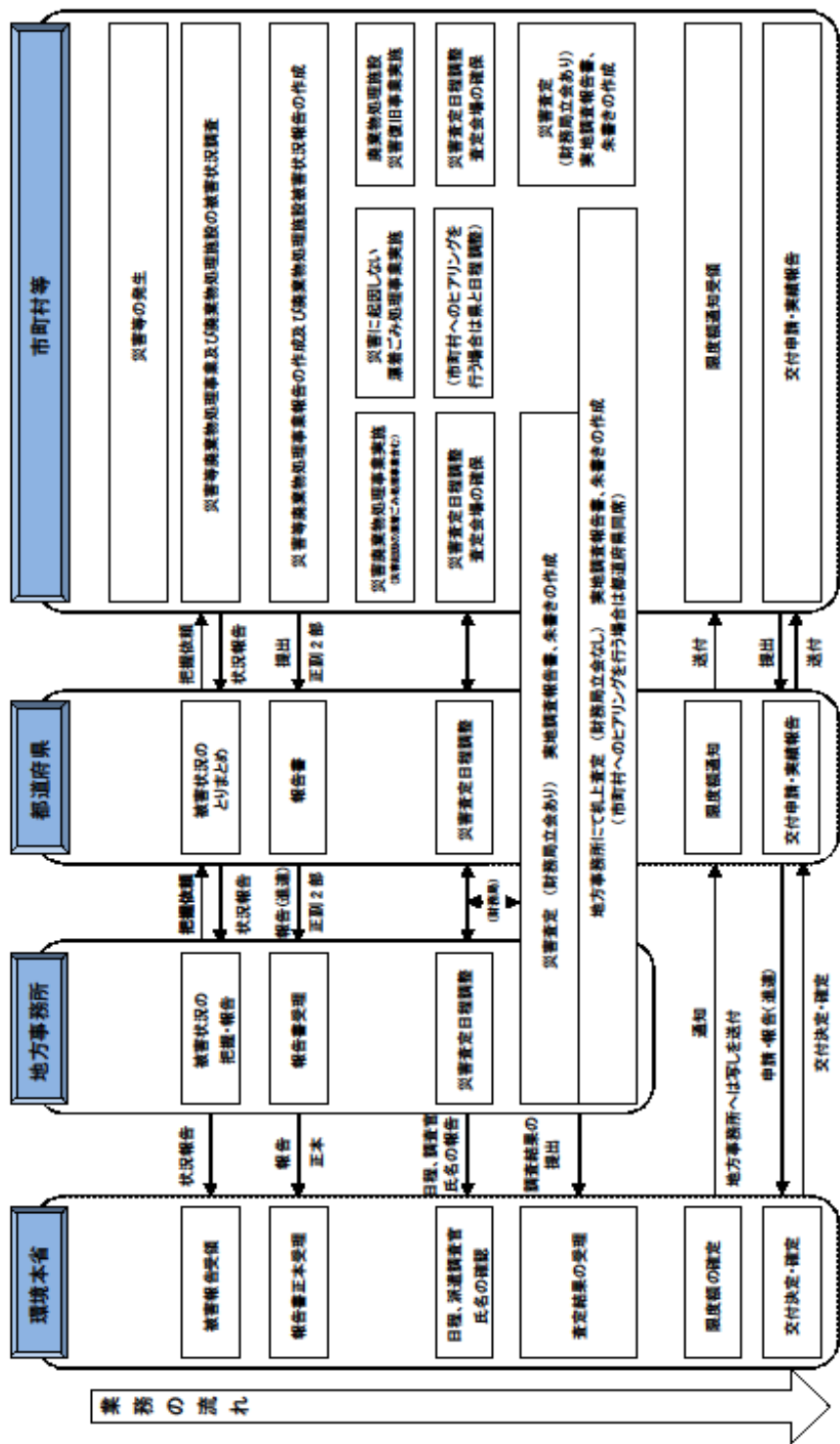
機 関 名	対 策
市 (都市整備対策部) (経済産業対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部・農 林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川・海域について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

環境省災害関係業務事務処理マニュアル抜粋

2. 環境省における災害関係業務のフロー



4. 災害等廃棄物処理事業とは

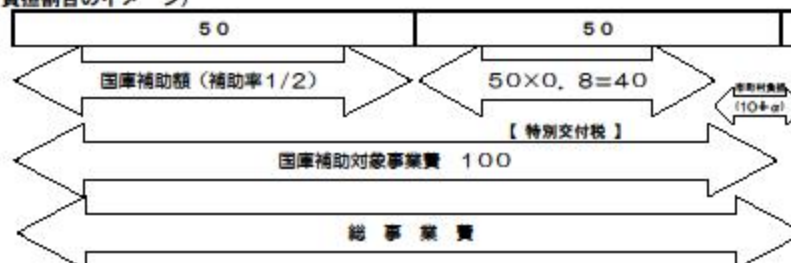
1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援することを目的。

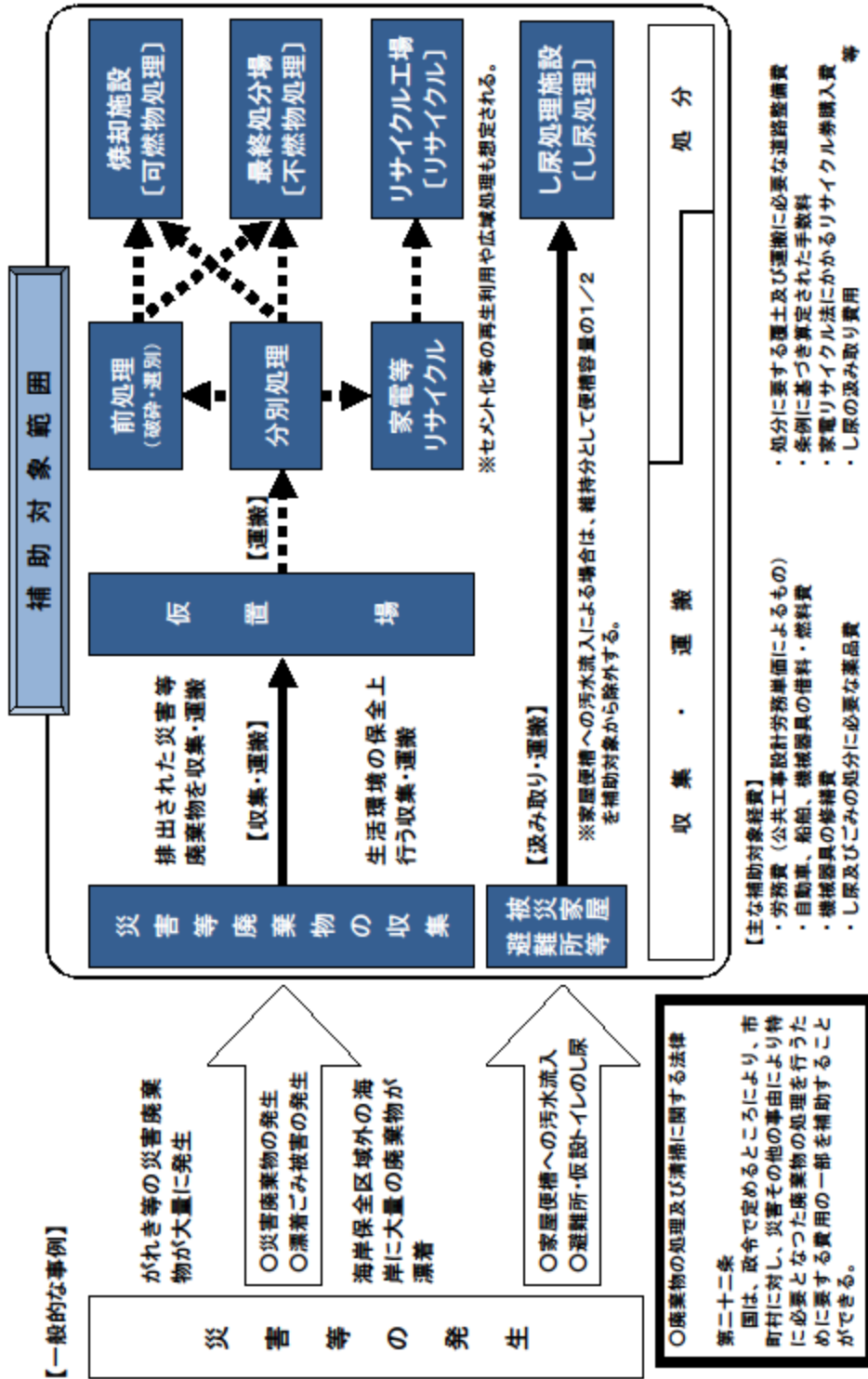
2. 概要

- ①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
- ②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
- ③補助率 1/2
- ④補助根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
 第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額についておこなうものとする。
- （参考）災害等廃棄物処理事業の沿革
- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
 - ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
 - ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）
- ⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

（負担割合のイメージ）



(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー



5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。

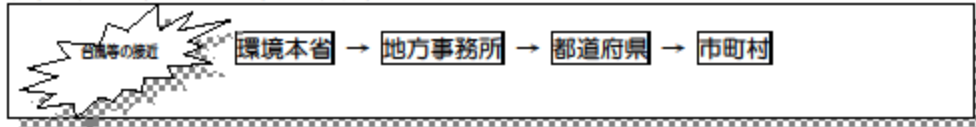
2. 概要

- ①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社
 ※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同企画課において実地調査等を担当する。
- ②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。
- ③補助率 1/2
- ④補助根拠
 ・ 予算補助
 ・ 東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））
 （参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革
 ・ 平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応
 ・ 平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
 ・ 平成 26 年度予算から当初予算に計上
- ⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

6. 災害発生時の対応について

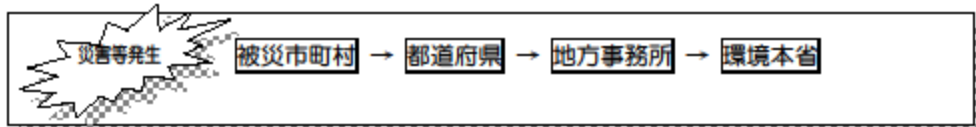
市町村は、管内において台風・地震等の災害により、災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合においては、環境省からの依頼に応じて、都道府県を通じ、被害状況を報告いただきたい。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物対策課（以下「環境本省」という。）より、地方事務所に対し、情報収集の依頼を行うことがある。その場合、地方事務所は、あらかじめ都道府県を通じて情報収集の依頼を行うことがあるため、発災後に速やかな情報収集ができるようご協力をいただきたい。

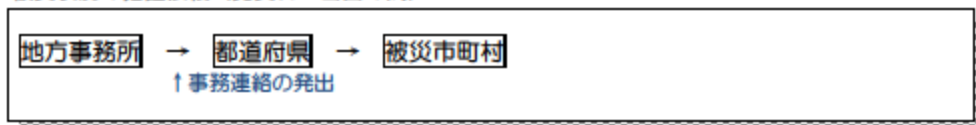
② 災害等の発生の報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、被災市町村は災害廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、都道府県を通じて地方事務所あてに報告いただきたい。

甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、関係省庁で構成される政府調査団を派遣する場合があります。環境省では、平成18年7月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしています。政府調査団派遣の情報は、派遣が決まり次第、派遣先の管轄の地方事務所にも情報提供することとしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所より、都道府県に対し別紙様式1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては都道府県を通じ被害情報の報告を、都道府県においては管下市町村の被害情報を取りまとめの上、地方環境事務所へ報告いただきたい。

（注1）市町村・都道府県からの報告は、書面でなくメールによる送付で差し支えない。

（注2）補助金の申請が見込まれる場合、災害査定において、災害の状況や災害等廃棄物の処理

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

1 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。
また、災害等廃棄物処理事業補助金は、市町村が通常の費用以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、(参考)公共土木施設災害復旧事業査定方針の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする。

※別表「災害発生の実事確認」参照

(注) 災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を満たしていなければ査定に入ることもできない。そのため、災害要件を満たしているのか判断し難しい場合には、事前に災害等報告書を都道府県を通じ地方事務所に提出し、災害の採択要件を満たしているのか否かを確認すること。

3 対象となる廃棄物

- (1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理必要とされる廃棄物
原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。
- (2) 災害により便槽に流入した汚水
維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。
- (3) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿
災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。
- (4) 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

4 対象から除外される事業

- (1) 1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの。
 - ・指定市及び指定市を含む一部事務組合 : 限度額 800 千円
 - ・市町村及び指定市を含まない一部事務組合 : 限度額 400 千円
 (指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)
- (2) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。
- (3) 他の公共施設、河川、道路などから排出された廃棄物や土砂の処理に係るもの。
- (4) 災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。
- (5) 緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて実施する、ねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。
- (7) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施されるたい積土砂排除事業。
- (8) 海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。

5 対象経費の範囲

- (1) 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分によること。）
- (2) 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費
- (3) 機械器具の修繕費
- (4) し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- (5) 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- (6) 自動車購入費（1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額）
- (7) 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、（1）から（6）の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）
- (8) 委託料
- (9) 家電リサイクル法の対象となる家電製品の処理に係る費用

6 各種経費の取扱

- (1) 労務費
公共工事設計労務単価を限度額とする（夜間、休日等における割増や積算基準等による上乘せ部分を含む）。
- (2) 修繕費
定期的に実施している機械器具の修繕は対象としない。
- (3) 委託料
委託先が市町村の場合は、当該市町村の条例に基づき算定された手数料とし、廃棄物の処分が可能な民間事業者の受入量を十分勘案し実施するものとする。
また、市町村への委託費用が民間事業者への委託費用よりも高額とならないよう十分考慮するとともに、各市町村への委託費用の均衡を図り必要最小限度に留めることとする。
- (4) 消耗品費（特に必要と認められる場合を除き対象としない。）
通常時の廃棄物の処理においては必要としないが、災害廃棄物を処理するためにやむを得ず必要となった消耗品については、使用目的等を確認の上、必要最小限度のものを対象とする。
ただし、災害等廃棄物処理事業で使用した消耗品であっても、価値が失われぬものについては、補助対象外となる場合がある。
- (5) 収集・運搬経費
 - ① 高速道路料金は、特に必要と認める場合を除き対象としない。
 - ② 交通誘導は、必要性を十分に確認し必要最小限度の範囲で対象とする。（公共工事設計労務単価を限度額とする。）
- (6) 仮置場の経費
 - ① 原則として造成費及び現状復旧費は対象としない。
 - ② 住民が多く立ち入る公園やグラウンドなどの公共の場を仮置場として定めた場合、表土のはぎ取り及び土入れは、必要最小限度の範囲で対象とする。
 - ③ 災害廃棄物を監視するための経費など直接収集・運搬・処分にかからない経費は対象としない。
- (7) 薬剤散布にかかる経費
 - ① 災害廃棄物の清潔保持に直接必要なものを対象とし、単なる消臭目的のものは対象としない。

- ② 家屋の消毒や各世帯に配布したものは対象としない。
- (8) し尿処理の経費
- ① 家屋の床上・床下浸水が確認できないし尿汲み取りは、写真等により災害に起因するものであることが確認できる場合のみ対象とする。
 - ② 日常生活から生じるし尿と区分できないものは対象としない。
 - ③ 浄化槽汚泥の汲み取り等は、浄化槽の機能回復を目的とするものであり、施設復旧事業に該当することから対象としない。
- (9) 諸経費（雑費を含む。）は対象としない。

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	公共土木設計単価を限度とする
2. 災害廃棄物を処理するための焼却施設職員の超過勤務手当	×	超過勤務手当は対象外
3. 薬品費	○	単なる消費目的は×
4. 仮置き場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
5. 半壊と診断された被災家屋の解体費	×	被災者生活再建支援法の支援対象
6. 一部損壊家屋から排出された家財道具の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけのみ」
7. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	企業に排出責任
8. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○
9. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
10. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	国交省の災害復旧事業
11. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
12. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	
13. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
14. 破砕・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
15. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
16. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
17. 仮置場の造成費用	原則×	被害が甚大により補助対象とした事例あり
18. 仮置場の原形復旧費	×	
19. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
20. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
21. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
22. 飛散防止のためのブルーシート	○	家屋の両隣り防止用は×
23. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
24. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
25. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	リサイクルされるのなら対象
26. 仮置き場に不法投棄されたタイヤの処分費	×	仮置き場の管理が不備
27. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず先卸し、申請額より差引くこと
28. 運搬にかかる交通誘導	○	公共土木設計単価を限度とする
29. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合は○
30. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
31. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
32. 被災した浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象（市町村設置型のもの）
33. 消費税	○	
34. 搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
35. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
36. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
37. 踏経費（一般管理費、現場管理費等）	×	財務省通知により対象外
38. 工事雑費	×	財務省通知により対象外

39. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業
40. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150㎡未満のごみ	○	災害起因には㎡要件は無し
41. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
42. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
43. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
44. 海岸管理を怠り堆積させ、150㎡を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った異常堆積は対象外
45. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

国、地方環境事務所、関係団体連絡先一覧

名称		所在地	電話番号	FAX番号
環境省	代表	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	
	環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階	03-3581-3351 内線 6852/6867	03-3593-8263
	中国四国地方環境事務所	〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F	086-223-1577	086-224-2081
独立行政法人国立環境研究所	〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2	総務課総務係 029-850-2314		
一般社団法人廃棄物資源循環学会	〒108-0014 東京都港区芝5-1-9 豊前屋ビル5F	03-3769-5099	03-3769-1492	
日本廃棄物団体連合会	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 (一財)日本環境衛生センター内	044-288-5095	044-288-5217	
一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会	〒105-0013 東京都港区浜松町1-20-8 浜松町一丁目ビル5階	03-5777-6106	03-5777-6109	
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番18号 ヒューリック虎ノ門ビル10階	03-4355-0155	03-4355-0156	
社団法人浄化槽システム協会	〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-32 芝大門ビル5階	03-5777-3611	03-5777-3613	
公益社団法人全国産業廃棄物連合会	〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番17号 第2ABビル4階	(代表) 03-3224-0811	03-3224-0820	
一般社団法人全国浄化槽団体連合会	〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京洋服会館7階	03-3267-9757	03-3267-9789	
公益社団法人全国都市清掃会議	〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目3番11号 IPBお茶の水7階	03-5804-6281	03-3812-4731	
一般社団法人日本環境衛生施設工業会	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル6F	03-3668-1881	03-3668-1882	
一般財団法人日本環境衛生センター	〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-5093	044-288-5217	
公益財団法人日本環境整備教育センター	〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3	03-3635-4880	03-3635-4886	
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター	〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階	03-5275-7111	03-5275-7112	
一般社団法人日本廃棄物コンサルタント協会	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-20 エステックビル3階	03-5822-2774	03-5822-2775	
一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会	〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6	044-288-2456	044-270-5566	

公益財団法人廃棄物・3R研究財団	〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル8F	03-5638-7161	03-5638-7164
名称	所在地	電話番号	FAX番号
一般財団法人家電製品協会	〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階	03-6741-5600	03-3595-0761
一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション	〒253-0111 神奈川県高座郡寒川町一之宮4-8-72	0467-75-8555	0467-74-6808
全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24 神田AKビル5F	03-5207-5795	03-5207-5796
全国環境整備事業協同組合連合会	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1 竹一ビル4階	03-3272-9939	03-3272-9938
一般社団法人全国清掃事業連合会	〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-5 パインセントラルビル3階	03-3538-5725	03-3538-5726
一般社団法人日本ELVリサイクル機構	〒105-0004 東京都港区新橋3丁目2番2号 ラヴィーナ新橋5F	03-3519-5181	03-3597-5171
特定非営利活動法人日本環境保全協会	〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビル	03-3264-7935	03-3264-7937
日本廃棄物リサイクル事業協同組合	〒108-0075 東京都港区港南2-16-7	03-6240-1660	03-6240-1662
一般社団法人パソコン3R推進協会	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目8番地 中北ビル7F	03-5282-7685	03-3233-6091
東日本自動車解体処理協同組合	〒102-0083 東京都千代田区麴町3-5-8 麴町センタービル403	03-5316-1266	03-5316-1278
公益社団法人日本下水道協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目10番12号内 神田すいすいビル5～8階	03-6206-0260	03-6206-0265
一般社団法人日本下水道施設管理業協会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3丁目25番9号 Daiwa 八丁堀駅前ビル西館2階	03-6228-3291	03-3555-1330
公益社団法人全国解体工事業団体連合会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-3 安和宝町ビル6階	03-3555-2196	03-3555-2133
一般社団法人全国建設業協会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館5F	(代表) 03-3551-9396	03-3555-3218
公益社団法人全日本トラック協会	〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5	03-3354-1009	03-3354-1019
公益社団法人日本国際民間協力会	〒604-8217 京都市中京区六角通新町西入西六角町101	075-241-0681	075-241-0682
公益社団法人日本ペストコントロール協会	〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3F	03-5207-6321	03-5207-6323